

第 5 0 号 議 案

新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

（新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正）

第 1 条 次に掲げる新宿区条例の規定中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

- (1) 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新宿区条例第 7 号）第 5 条第 2 項
- (2) 新宿区監査委員の給料等に関する条例（平成 3 年新宿区条例第 35 号）第 3 条第 2 項

（新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる新宿区条例の規定中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

- (1) 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年新宿区条例第 8 号）第 5 条第 2 項
- (2) 新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 44 号）第 4 条第 2 項

（新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正）

第 3 条 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例（昭和 31 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改める。

（新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正）

第 4 条 次に掲げる新宿区条例の規定中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包

括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(1) 新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 2 号）第 3 条第 2 項

(2) 新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和 53 年新宿区条例第 8 号）第 3 条第 2 項

（新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 5 条 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び新宿区監査委員の給料等に関する条例の規定、第 2 条の規定による改正後の新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第 3 条の規定による改正後の新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の規定、第 4 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による改正後の新宿区選挙長等の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定並びに第 5 条の規定による改正後の新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第 4 条（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による改正後の新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に行う調査、審査及び聴聞等への出頭又は公

聴会への参加（以下「出頭等」という。）並びに施行日前に行い、かつ、施行日以後に完了する出頭等のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該出頭等のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した出頭等については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）の施行等を踏まえ、旅費及び費用弁償の種目の見直しを行う必要があるため